

◎新潟県告示第1213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年11月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 白根安田線
- 2 供用開始の区間  
五泉市赤海字下島891番5から同市赤海字下島1050番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年11月25日